農業委員会の活動や農業・農地に関する情報をお届けします

農委だより（きくがわ）

vol.24
2026 November
発行／菊川市農業委員会



菊川市農業委員会が新体制になりました!

任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間です。
どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会はこんな仕事をしています。

- 農業委員会は地域の「世話役」です。農地の売買・貸借など農家の相談相手
- 認定農業者などへの農地の利用集積、経営改善の支援
- 農業者年金の加入と受給手続きのお手伝い
- 優良農地の確保、農地情報などの管理

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します。

農業委員の改選に伴い、新しい16人の農業委員と18人の農地利用最適化推進委員が決まりました。なお、互選により会長に落合文夫氏、職務代理に森下雅也氏が選出されました。

※農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用の許可、荒廃農地の調査・指導などを行う農地に関する行政委員会です。

【農業委員】…主に農地の売買（農地法3条）や農地転用（同法4・5条）に関することを行います。

西方地区



成瀬 文克

西方・堀之内全域

加茂地区



八木 勝彦

加茂全域

内田地区



長谷川 正之

内田全域

横地地区



川中 達也

横地全域

六郷地区



鈴木 勝

神尾、牛渕、牧之原上、牧之原下



原田 佳子

下本所、下半済、仲島、小出、島



会長 落合 文夫

打上、上本所

河城地区



堀 公俊

上倉沢、下倉沢、六本松、友田

河城地区



雲母 典夫

潮海寺、和田、柳町、吉沢、沢水加、東富田、西富田



松村 実

市内全域

平川地区



黒田 敏明

平川全域

嶺田地区



山内 一宏

嶺田全域

小笠南地区



松下 恵子

南町、高橋口、山西、高橋中、原磯部



曽根 一三

河東西、河東中、東河東、南ニュータウン

小笠東地区



職務代理 森下 雅也

川東、川中、川西、三協、棚草、赤土上、赤土下



植田 良幸

丹野、古谷、布引原

【農地利用最適化推進委員】…主に中間管理権設定（農地の賃借）や遊休農地対策を行います。

西方地区



内田 雅夫

西方・堀之内全域

加茂地区



八木 克典

加茂全域

内田地区



杉山 敦彦

下内田（稲荷部、高田、段平尾）、月岡、中内田（杉森、政所）



塚本 佳子

中内田（西平尾、東平尾、森、御門）、平尾

横地地区



宮城 昭文

横地全域

六郷地区



落合 岐良

半済（下半済自治会の区域を除く）、本所、朝日、青葉台、仲島



大林 秀

半済（下半済自治会の区域）、小出、神尾



大橋 一悦

牛渕、小沢、牧之原

河城地区



山田 裕司

吉沢、沢水加、和田



鈴木 眞行

富田、潮海寺、柳



岩澤 勝

倉沢、友田



平川地区



黒田 学

平川全域

嶺田地区



池本 和彦

嶺田全域

小笠南地区



杉山 富

高橋全域



松下 一郎

河東全域



小笠東地区



鈴木 吾朗

川上（布引原自治会の区域を除く）



鈴木 伸明

丹野、古谷、赤土・川上（布引原自治会の区域）



黒田 好夫

赤土（布引原自治会の区域を除く）、棚草、猿渡、目木

●退任された農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様を紹介します。

農業委員・農地利用最適化推進委員として御尽力いただき、ありがとうございました。

【農業委員】・小澤 吉平様 ・鈴木 達男様 ・堀 三千代様 ・松下 均様 ・赤堀 直樹様

【農地利用最適化推進委員】・高橋 良和様 ・福嶋 保様 ・村松 良一様 ・山田 益夫様 ・浅井 孝悦様 ・岩崎 稔様 ・縣 義明様
・太田 隆樹様 ・曽根 秀夫様 ・増田 定之様 ・守屋 初男様

農地の転用には許可が必要です

農地転用とは・・・



農地を耕作以外（住宅、駐車場、資材置場等）の目的で使用することです。転用するには、原則として農業委員会の許可（農地法第４条又は５条）が必要となります。許可後に転用目的を変更する場合は、計画変更申請が必要です。

また、一時的に農地以外に利用する場合（工事で必要な資材置場や現場事務所など）も許可が必要となります。利用後は、必ず農地へ復元しなければなりません。

許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかった場合は･･･

無断で農地を転用した場合や、転用許可後の事業計画どおりに転用していない場合は、工事の停止や原状回復などの指導をする場合があります。（農地法第51条）

また、違反転用すると３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（法人の場合は１億円以下）という罰則の適用もあります。（農地法第64条、第67条）

工事完了後は登記地目の変更をお願いします。

転用の許可を受けると自動的に登記地目が変更されるわけではありません。工事等の完了後に転用者自らが法務局で地目変更の手続きをしなければ、登記簿上の地目は変わりません。

不動産登記法（第37条）において、地目に変更があった場合は、地目変更登記申請をしなければならないとされており、農地の転用後は、農地ではなくなることから、必ず法務局で地目変更の手続きをお願いします。

農地転用許可制度

農地区分	農業上の利用に支障が少ない農地へ誘導	許可の方針 立地基準	一般基準
農用地区域内農地（青地） 市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地		**原則不許可** 例外許可 • 農用地区域の指定用途に供する場合（農業用施設、農産物加工 / 販売施設等）　等	**次に該当する場合不許可** **転用の確実性が認められない場合** • 他法令の許認可の見込みがない場合 • 関係権利者の同意がない場合　等 **周辺農地への被害防除措置が適切でない場合** **農地の利用の集積に支障を及ぼす場合** **一時転用の場合に農地への原状回復が確実と認められない場合**
第 1 種農地（白地） • 集団農地（10ha以上） • 農業公共投資対象農地 • 生産力の高い農地		**原則不許可** 例外許可 • 農業用施設、農産物加工 / 販売施設 • 土地収用の対象となる施設 • 集落接続の住宅等（第1種農地以外の土地に立地困難な場合） • 農村産業法、地域未来投資促進法等による調整が整った施設　等	
第 2 種農地（白地） • 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 • 市街地として発展する可能性のある区域内の農地		**第 3 種農地に立地困難な場合等に許可**	
第 3 種農地（白地） • 都市的整備がされた区域内の農地 • 市街地にある区域内の農地		**原則許可**	

※申請を出せば許可されるわけではありません。農地の周辺状況により、許可できない場合があります。申請前に農業委員会事務局（市役所3階農林課）にご相談ください。

相続で農地を取得した場合は届出を提出してください

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会へ届出が必要です。



【届出の期限】相続発生日から10ヶ月以内

必要書類：・農地法の規定による届出書
・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことが確認できる書類

農地法第３条の３第１項の規定による届出書は農業委員会窓口で配布しており、菊川市ホームページからもダウンロードできます。

農地の貸し借りは農地バンクで!!

「年をとって農業ができなくなりそう」「後継者がいない」など、農地のことで困っている方
「農地を増やしたい」「集積・集約化したい」など、規模拡大や効率化を図っていきたい方
公的機関の静岡県農地バンクが間に入って農地の貸し借りを行います。



【連携・協力】
県農林事務所、市町、JA、農業委員会

出し手のメリット

- 安心して農地を貸すことができます。
- 賃借料は静岡県農地バンクを通じて確実に受け取れます。
- 契約期間終了後は、農地は確実に戻ります。

受け手のメリット

- 経営規模の拡大や集約化ができます。
- 借入期間中は安心して耕作できます。
- 契約と賃借料の支払いは、静岡県農地バンク1か所だけで済みます。

農地の賃借料情報

農業委員会では賃借料の参考になるよう市内農地の賃借料情報を公表しています。双方で話し合いを行い、農業経営にあった適正な賃借料を定めてください。



菊川市賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき締結された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

	平均額	最高額	最低額	件数（筆数）
水　稲	6,000円	8,000円	2,500円	1,239
露地野菜	4,300円	8,000円	2,500円	167
茶	3,600円	6,000円	2,500円	97

※金額は四捨五入し、100円単位としています。
※使用貸借権（無料の貸借）の契約は含んでいません。
※なお、売買価格に定めはありません。

田んぼダムの推進



令和8年6月
台風6号の降雨で貯留機能を発揮



菊川市ホームページへのリンク
（田んぼダムの推進）

市では、県営土地改良事業として、令和３年度から実施している農地整備事業川西地区及び多面的機能支払交付金活動組織において田んぼダムの推進に取り組んでいます。

川西地区においては、令和７年８月末時点で、水田約８haが貯留可能となり事業完了後は、27.2haの貯留を計画しております。

田んぼダムの推進については、静岡県と連携し、地権者や耕作者、多面的機能支払交付金活動組織のみなさまのご理解ご協力のもと流域治水を推進していきます。

学生農業体験

千框の棚田で田植え体験

令和８年５月23日㈯に、上倉沢の千框の棚田で田植えを実施し、学生農業体験の一環として女子大学生７名が参加しました。NPO法人せんがまち棚田倶楽部や静岡大学棚田研究会の学生たちからレクチャーを受け、苗を植えていきました。

本事業では、地域経済活性化のため、未来の女性農業者育成を目的として、女子学生を対象にした学生農業体験を開催しています。市内のNPO法人や女性農業者と連携し、第１回：田植え（５月）、第２回：稲刈り（10月）、第３回：トマト栽培作業（11月）の全３回の体験を企画し、栽培から収穫まで一連の農業体験プログラムを通じて、参加者に農業の魅力や楽しさを体感していただいています。



学生農業体験の参加者



田植えの様子



棚田の全景

茶生産者のみなさまへ

菊川市てん茶・抹茶生産推進事業費補助金

市内におけるてん茶等の生産量を拡大するため、被覆資材等の購入に要する経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に住所を有し、静岡県の拠点化計画に参画している又は参画の予定がある方
補助対象経費	被覆資材等の購入に要する経費 ※他の補助事業の対象となる経費は除く
補助率・限度額	かかった経費の2分の1以内（上限100,000円）



例）被覆資材を購入したいAさん

かかった経費 A	補助率 B（A×1/2）	補助限度額 C	補助金額 （B・Cいずれか低い方）
185,000円	92,000円 （1,000円未満切捨）	100,000円	92,000円

【問い合わせ先】
菊川市茶業振興課
TEL.0537-35-0944

農業者年金で
老後の生活を安心サポート

国が支える　安心が大きくなる
担い手積立年金
［愛称］

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

農業者なら広く加入できます

- 年間60日以上の農業従事者
- 国民年金の第1号被保険者
- 20歳以上60歳未満の方

農業者年金のメリット

- 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。
- 終身年金です。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります。
- 税制面で大きな優遇があります。

お知らせ　農業者年金個別相談会を行います

農業者年金は、一定の要件を満たす人には社会保険料控除などの優遇措置があります。
新規加入や加入条件変更について個別に相談できますので、ご利用ください。



- 日時　令和9年1月29日(金) 午前10時30分～午後2時30分
- 場所　菊川市小笠支所 会議棟(小笠児童館南側)
- 申込方法　事前に農業委員会へ電話でお申し込みください
- 問い合わせ・申込先　農林課農地利用係(農業委員会事務局) ☎0537-35-0939

全国農業新聞を購読しませんか？

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
★毎週金曜日発行
★購読料1カ月900円
★どこでも読める電子版も配信中

購読の申し込み先　農林課農地利用係(農業委員会事務局) ☎0537-35-0939

農委だより(きくがわ) vol.24　■令和8年11月5日発行　【発行・編集】菊川市農業委員会　☎0537-35-0939